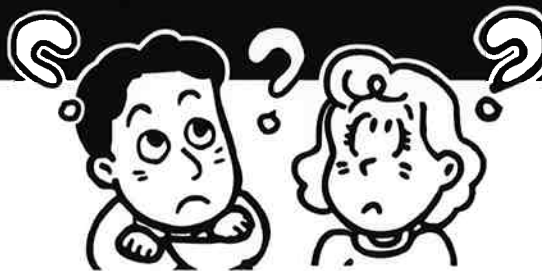


特定健診 どうすればいいの？



4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により特定健診がスタートしました。40歳～74歳の方は全員対象となります。医院等に受診中の方も受診してください。受診方法については右記をご覧ください。不明な点は下記までお問い合わせください。



★社会保険の本人（お勤めの人）の方は、職場で健診を受けて下さい。

【国 保】 市町村国民健康保険です。

【社保扶】 市町村国保以外の国保や、社会保険の被扶養者（お勤めでない人）の方です。

● お問い合わせ ●

柏崎市元氣支援課（元氣館） ☎20-4211

刈羽村住民福祉課 ☎45-3916

※この広告は柏崎市刈羽郡医師会が提供しているものです。

年齢	保険	説明
40歳未満	【国保】 【社保扶】	お勤めの方は職場の健診を受けてください。 他の人は市村に申し込んで集団健診（各コミュニティセンター等）で受診できます。
40～64歳	【国保】	市村から書類が届きますので各コミュニティセンター等の【集団健診】を受診してください。（会場は広報参照）本年度ドック健診を受ける予定の人は対象外です。
	【社保扶】	保険者（政府管掌保険（政管健保）の場合は社会保険庁）から「受診券」が届きます。受診券と保険証を持参して柏崎市の【集団健診】を受診してください。政管健保は受診券が8月以降に発行されますので、それまでは保険証を提示すれば受診することができます。（会場は広報参照）刈羽村にお住まいの方も柏崎市の集団健診を受けることができます。 注意：保険組合等からの案内では、市内の医療機関で受診可能としているものもありますが、64歳以下の人は個別の医療機関では受診できませんので、ご注意ください。
65～74歳	【国保】	市村から書類が届きますので指定の医療機関【施設（個別）】（一部地域は集団です）で受診してください。本年度ドック健診を受ける予定の人は対象外です。
	【社保扶】	保険者から「受診券」が届きますので、必ず受診券と保険証を持って、指定の医療機関【施設（個別）】で受診していただきます。（一部地域は集団です） 政管健保は8月以降受診券がでます。
75歳以上	【後期高齢者】	◎慢性の一定の病気で通院中の方は健診を受けることができません。市村から案内はいきません。主治医のもとでの健康管理となります。 ◎通院中でない方で、昨年基本健診を受診された方には市村から案内がいきますので、指定の医療機関【施設（個別）】で受診してください。 ◎昨年基本健診を受診されなかった方で、通院中でない方は、市村に申込みば受診できます。刈羽村ではこの条件に関係なく、75歳以上全員に特定健診を行います。

※注意：社会保険（政管健保等）などの「受診券」の発行は遅れていますので、8月以降になる方もいます。

介護予防のための生活機能検査について 特定健診とは別に、保険の種類とは関係なく、65歳以上のすべての住民を対象に、特定高齢者拾い上げのための検査があります。
(基本チェックリスト)

65歳以上の方全員に基本チェックリストが送付されますので、ご自分でチェックして、該当した方は、指定の医療機関を受診して下さい。なお、市から送られたチェックリストの判定基準に間違いがありましたので、自己判定で該当して医療機関を受診されても、非該当とされる場合があります。

なお、生活機能検査と特定健診を別々に受診すると自己負担金が生じるので、同時に受診してください。

胸部レントゲンや各種がん検診は特定健診とは別に、ほぼ昨年通り行われています。希望の方は市村に申込みして下さい。